

第4章 | 計画の内容



基本目標 I

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

次代を担う子ども・若者が、健やかに成長しながら社会の一員として自立し、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力を身につけていくことが求められています。

このため、すべての子ども・若者が成長するための基礎づくりや、社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立、就労や職業的自立に向けた支援に取り組みます。

重点目標 1 子ども・若者の自己形成への支援

(1) 規範意識と社会性の確立

現状と課題

情報化の進展や社会全体のモラルの低下などに伴い、子ども・若者の規範意識の低下や人間関係の希薄化、コミュニケーション能力や粘り強さの低下が指摘されています。全国で、インターネット上での誹謗中傷や、子ども・若者による重大な事件が発生しています。

本県の子ども・若者の意識については、「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度岡山県)によると、「きまりやルールをきちんと守るほうだ」と回答した子ども・若者の割合は増加していますが、4割が「キレやすいと思う」、3割が「人とのつきあいは苦手だ」と回答し、「深夜外出」や「スマートフォン等で知り合った人と実際に会うこと」等について、悪いことであるとの認識が低い状況となっています。

こうした状況を踏まえ、子ども・若者の規範意識や自尊感情、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていく必要があります。

主な施策

●道徳教育の充実

子どもたちの規範意識や自尊感情、人間関係構築力を高め、豊かな情操を育むため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、さまざまな体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

●人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。

また、子ども虐待や、LGBTなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題のほか、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害が社会問題になったことなども踏まえ、子どもたちの人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。

●命の大切さを考える機会の提供

命の大切さや正義感、倫理観、人への思いやりなど、子どもたちの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を聞く機会などを提供し、子どもたちが命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。

(2) 健やかな体の育成

現状と課題

小・中学校では、体力の向上のために各学校独自の取組が実施されているものの、子どもたちの体力・運動能力は新型コロナウイルス感染症の影響もあり低下傾向にあることから、新型コロナウイルス感染防止対策にも十分留意しながら、体力・運動能力の向上に向けた計画的な取組を実施していく必要があります。

また、子どもたちが健康な生活を送るために必要な力を身につけることができるよう、健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進める必要があります。

主な施策

●基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣の乱れは、体力や健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、学習意欲や気力の低下の要因にもなります。このため、学校や家庭、地域が連携しながら、「朝食毎日きちんと食べよう大作戦」や「『ぱっちり!モグモグ!』生活リズム向上キャンペーン」等を通じて、子どもの基本的な食習慣の形成と規則正しい生活習慣の定着に取り組みます。

●学校体育の充実と体力・運動習慣づくりの推進

生涯にわたりスポーツに親しむことに必要な資質能力を育てるため、外部人材の活用などによる学校体育の充実をはじめ、各学校の特色ある体力づくりを推進するとともに、さまざまな運動やスポーツに親しむことができる機会の充実に努めることなどにより、子どもたちに運動することの喜びや楽しさを味わわせ、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツや武道を通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

●健康教育の推進

多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要であることから、学校保健委員会などの充実により健康教育を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も踏まえ、子どもたちが感染症をはじめとする健康を阻害するリスクを正しく理解し、自分の健康は自分で守るという意識を持ちながら、適切な行動が取れるよう、発達段階を踏まえた指導の充実を図ります。

●食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校の教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、各学校において、栄養教諭を

中核とした学校、家庭、地域、関係団体等の連携・協働による食育の充実を図ります。
また、伝統的な食文化を伝えつつ、次代に応じた優れた食文化を育んでいきます。

(3) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

現状と課題

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、就学前教育の質の向上をはじめ、学習意欲や学級集団の意識を高める取組の推進、学び合う集団の育成、学習の基盤となる授業規律の確保に努めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等を図ることにより、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。

主な施策

●就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実や、市町村への支援等に取り組むとともに、保護者等の子どもの成長などを見取る能力の向上を図ることにより、就学前教育における保育・教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、生涯にわたる学びの基礎となる学びに向かう力等（非認知能力[※]）の涵養を図ります。

[※]非認知能力：自制心や意欲、協調性など、点数化できない力のこと。「非認知能力」が伸びると、読み書きや算数、運動能力など、点数化できる「認知能力」にもプラスの影響を与えるとされている。

●小学校教育への円滑な接続

「保幼小接続スタンダード[※]」に基づく幼児教育と小学校教育の相互理解を進めるとともに、各市町村において作成された保幼小接続カリキュラムを踏まえた子どもの育ちと学びの連続性が確保された取組を支援するなど、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続に向けた取組を強化します。

[※]保幼小接続スタンダード：幼児教育と小学校教育が円滑に接続するためのポイントを示し、小1プロブレムの解消や就学前教育のさらなる質的向上のため、県教育委員会が独自に作成、配布した冊子

●授業規律の確立

教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが認め合い、支え合う学級集団の育成を図るため、授業の中で主体的に学びを進め、互いに関わり合う場面を多く設定するなどの取組を推進します。

また、授業の中で確実に基礎学力を身につけさせるためには、授業中の正しい姿勢や学習用具の準備、聞き方・話し方のルールなど学習の基盤となる規律が守られることが大前提であることから、校内で統一した授業規律の徹底を図るなど、小学校入学段階から授業規律の確立を図ります。

●落ち着いた学習環境づくりへの支援

落ち着いた学習環境づくりに向け、教職員が一体となった生徒指導体制の構築等により学校の組織的対応力を向上させるとともに、問題行動が見え始めた学校に対しては、警察等の関係機関との連携、専門家や地域人材の活用により、早期の問題解決を図ります。

(4) 子どもたちの学ぶ力の育成

現状と課題

「令和3年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省、岡山県教育委員会）によると、小・中学校ともに平均正答率が全国平均と同等になり、課題であった中学校の家庭学習時間も改善傾向とな

るなど、着実に取り組んできた成果が現れています。一方で、小学校の算数における基礎的な内容の定着など、各教科ごとの課題も見られます。

このため、学力向上に向けたPDCAサイクル^{*}を確立するとともに、教師の授業力の向上や授業改革のさらなる推進、補充学習支援や学習習慣の確立、ICTを効果的に活用した教育など、取組の一層の充実を図る必要があります。

^{*}PDCAサイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進する手法

主な施策

●学力状況の把握と指導への活用

児童生徒の学力状況改善のためのPDCAサイクル確立に向け、児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握し、課題を明確化するために学力・学習状況調査を行うとともに、調査結果を分析・活用し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導などにより、子どもたちのつまずきの解消と学習内容の確実な定着を図ります。

●子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

小・中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行うとともに、ICTの利活用の加速化や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちがさまざまな体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもたちの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

また、高等学校において、生徒が、大学進学や就職などそれぞれの将来を描き、小・中学校で身につけた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組み、知識・技能のみならず、思考力や判断力、学びに向かう姿勢を持った人材となるよう、ICTの活用による習熟度に応じた授業の充実や、学力状況の的確な把握・分析に基づく授業改善の推進、学校の枠を超えた学びの場の創出など、高等学校段階における取組の充実を図ります。

●ICTを活用した教育

ICTを活用した教育は、基礎学力の定着をはじめ、情報活用能力の育成や、児童生徒の学習意欲の向上、論理的な思考力、問題解決能力などを育む観点から有効です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による学校の臨時休業の実施に当たっては、オンライン授業の配信等により、子どもたちの学習機会を確保する必要があります。

一方で、小・中学生の視力の低下が進んでおり、今後のICT機器の活用の増加による影響も懸念されています。

このため、視力や姿勢など健康面を配慮したICT機器の正しい使い方をはじめ、児童生徒1人1台端末等のICT環境を効果的に活用した授業実践の普及や、分かりやすく授業を行うための教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実を図ります。

さらに、市町村における安定したICT環境の確保に向けて、相談支援や連携会議の開催、先進的な取組や課題への対応策の共有等を通じて、市町村を支援します。

●教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保

子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かい指導や、新学習指導要領で求められる主体的・対話的で探究的な学びを充実します。また、校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、校内での主体的な研修の推進により、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、小学校における理数や英語等の専科指導の充実等を図りなが

ら、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。

さらに、教職員には強い使命感や社会性、実践的指導力など、さまざまな教育課題に適切に対処できる資質能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保とキャリアステージに応じた人材育成等に取り組みます。

また、時間管理の徹底や事務業務の精選、外部人材の活用などの働き方改革を推進することにより、教員が指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

重点目標 2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

(1) 社会参加・社会貢献活動の推進

現状と課題

これからの将来を担う子ども・若者が、自立した大人へと成長するためには、地域社会と連携のもと、学校におけるボランティア教育や主権者教育、消費者教育を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進することにより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材を育成する必要があります。

また、子どもたちが生まれ育った地域の自然や文化、伝統に対する理解を深め、地域社会の一員としての自覚を持ち、それらを受け継いできた地域を大切に思い、地域を発展させるような心を育てる必要があります。

主な施策

● ボランティア教育の推進

生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に貢献する精神を育むことは、人を思いやる心や社会づくりに参画する心を育てる上で大切であることから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア教育を推進します。

● 主権者教育の推進

平成28(2016)年6月から選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられ、高等学校では、令和4(2022)年度から主権者教育にも力点を置く、新たな科目「公共」が必修となるなど、若者の政治への関心を高める教育の充実がますます重要になっています。

このため、主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的・多角的に考察させる探究的な学習や、選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。

● 消費者教育の推進

令和4(2022)年4月からの成年年齢の18歳以上への引き下げに伴い、消費者の権利と責任を自覚し、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて社会の一員として行動する消費者の育成や、若年者の消費者被害の防止・救済が重要になることから、実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、消費者教育を推進します。

● 子どもたちが地域で活躍する場の創出

子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身につけられるよう、発達段階に応じて、企業、公益法人、NPO等と連携した「地域学」などの教育活動を推進し、子どもたちが地域で活躍する場を創出するとともに、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域に根ざした学習

を推進します。

(2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

現状と課題

子ども・若者が元気に生きがいを持って活動し、豊かで潤いのある暮らしの中で、健やかに成長できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策にも十分留意しながら、自然、歴史、文化等に触れる多様な体験活動の機会を提供するとともに、学校と地域の文化施設やスポーツクラブ、団体等との連携を促進することにより、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ環境整備に取り組む必要があります。

主な施策

●体験活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実をめながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実を図り、豊かな心の育成を図ります。

●生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツによる地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。

●文化に親しむ環境づくり

子どもたちが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、美術や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組めます。

重点目標 3 若者の職業的自立、就労支援

(1) 就業能力・意欲の習得の促進

現状と課題

「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、将来の夢について、「希望する職業につきたい」、「好きなことをしながら生活したい」と回答した割合が高くなっており、将来したい仕事やつきたい職業についても、7割以上が「ある」と回答しています。

一方で、子どもたちの勤労観や職業観が十分に育っていないことなどを背景として、雇用のミスマッチ、若年者の早期離職などの課題が見られる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが、社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観・職業観の育成と働くために必要な能力を育む必要があります。

主な施策

●キャリア教育の推進

子どもたちの学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力の育成に向け、体験を通して社会や職業について理解するとともに、将来の生き方を考え、働くことの意義を見いだす必要があることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、指導内容、指導方法等の工夫を図りながら、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育^{*}を推進します。

^{*}キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育

●職業教育の推進

仕事に就くためには、それぞれに必要な専門的な知識・技能を身につける必要があることから、県立高等学校の専門学科等で、産業界と連携してインターンシップ^{**}を推進したり、企業や大学、地域の人材等を活用しながら最先端の技術や知識を学習する機会を提供するなど、実践的な職業教育の充実を図ります。

さらに、企業など産業人材の確保・育成に携わる関係機関で構成する「岡山県産業人材育成コンソーシアム」において、産業・教育・訓練などの現場が抱える課題の解決に向け、小・中学生のものづくり体験の充実や工業系高校教員の企業での研修等に取り組みます。

^{**}インターンシップ：学生が興味のある企業などを訪問し、実際に働いたりする職業体験のこと。社内の雰囲気や実際の業務内容を知ることができるため、入社後のミスマッチを防ぐこともできる。

(2) 就労支援の充実

現状と課題

若者については、就きたい仕事と求める人材がかみ合わない雇用のミスマッチが生じていること、社会的・職業的自立に向けた意識が十分に醸成されていないことなどが、就職後の早期離職者や、フリーターなどを生み出している一因と考えられることから、若者が、生涯を通じたキャリア・プランを描くことができ、次代を担うべき存在として活躍できるよう、それぞれの状況に応じた就職支援や実践的な職業訓練の機会を提供する必要があります。

主な施策

●新規学卒者の就職支援

経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、高校新規学卒者については、企業等と連携しながら、合同企業説明会や、県立高校生就職アドバイザーの配置による求人開拓や就職指導などの進路指導の充実に努めます。

また、労働局、県、教育委員会、経済団体、大学・学校等で構成する「おかやま新卒者等人材確保推進本部」において、関係機関と連携しながら、就職面接会の開催やキャリアカウンセラーによる個別相談などを行うことにより、一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。

●職業能力の開発

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、県立高等技術専門学校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施します。また、若者のキャリア形成に資するため、生涯を通

じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてジョブ・カード[※]の積極的な活用を促進します。

※ジョブ・カード：職務経歴や学習歴、職業訓練の経験、免許・資格などをとりまとめ、職業能力・意識を整理できるキャリア形成支援ツール。職業能力形成機会が乏しいため非正規雇用となっている者の正規雇用へのステップアップを図ることを目的として導入された。

●若者の職場定着等に向けた支援

労働局やハローワーク、大学など関係機関と連携しながら、求人情報や就職支援情報の提供、合同就職面接会等の開催などに加え、企業等にインターンシップの受入等の働きかけを行い、若者が将来の仕事の選択に向けて、十分に情報収集や職場体験ができる機会を提供します。

また、若者の職場定着に向けて、卒業生の就職先である事業所を訪問し、新入社員を支援する取組を進めます。

さらに、希望する就職ができていない若者や就職氷河期世代[※]が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。

※就職氷河期世代：社会的に就職難となった時期（1990年代半ばから2000年代前半）に新卒で就職活動をしていた人たちの世代

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や休業、雇用状況の悪化など、子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増しており、ニートやひきこもり、不登校、子どもの貧困など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあります。また、これらの問題の背景の一つとして孤独・孤立の存在も指摘されています。

こうした状況も踏まえながら、引き続き、子ども・若者が困難な状況に至った原因や経緯、家庭環境、希望等を十分に理解した上で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組みます。

さらに、子ども・若者の抱える問題は、さまざまな問題が複雑に絡みあっていることが多いため、関係機関や団体等が連携した総合的な支援に取り組みます。

また、国において策定された「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3(2021)年12月）も踏まえながら、必要な取組を進めます。

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(1) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

現状と課題

若年無業者（15～34歳）、いわゆるニートの数は、「就業構造基本調査」（平成29(2017)年総務省）によると、全国で約59.9万人、ひきこもり状態にある若者（15～39歳）の数は、「若者の生活に関する調査」（平成27(2015)年度 内閣府）によると、全国で約54.1万人となっています。

その背景や原因の多様性や、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえながら、子ども・若者やその家族の社会的孤立を防ぐため、相談窓口の充実や関係機関の連携による、一人ひとりに寄り添った支援に取り組む必要があります。

主な施策

●ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

●ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとする

ための居場所づくりを推進します。

●子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、より身近な市町村において、困難を有する子ども・若者の支援に組織的に対応することができるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、市町村が重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な支援体制の構築に取り組む際には、必要な助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を支援します。

(2) 障害のある子ども・若者の支援

現状と課題

障害のある人の中には、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの欲求や願望があっても、現実には、さまざまな障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保等が困難なことがあります。

このため、障害のある子ども・若者が、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小・中・高等学校等における特別支援教育の充実とさまざまな機関が連携した支援体制の整備に取り組む必要があります。

主な施策

●継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、市町村等とも連携して療育指導体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、就労・福祉等の関係機関との協働による就労支援体制の充実を図ります。

●特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備、子どもたちへの適切な指導・支援の充実及び早期からのキャリア教育の推進を図るとともに、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の強化を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との

連携体制を強化します。

●インクルーシブ教育システム*の構築のための特別支援教育の充実

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流*の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮*の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

※**インクルーシブ教育システム**：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

※**居住地校交流**：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

※**合理的配慮**：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

●発達障害のある子ども・若者の支援体制の充実

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村、保健所、児童相談所をはじめ、福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

(3) 少年の非行防止と立ち直り支援

現状と課題

本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は着実な改善傾向を示しているものの、非行率は全国ワースト上位であり、再犯者率も3割台で推移するなど、本県の少年非行情勢は依然として厳しい状況にあります。

このため、学校や地域、警察等が密接に連携することにより、規範意識のさらなる向上と浸透を図り、非行少年の迅速かつ厳正な検挙・補導措置はもとより、問題を抱えた少年に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会的気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを一層強力に推進する必要があります。

主な施策

●少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室、あいさつ運動等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

●再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者や非行少年等の中には、安定した仕事や住居がない、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも少なくありません。

このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

●立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年補導員が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、懸垂幕の掲出、新聞紙面広告を掲載するなど、広く県民に再犯防止と立ち直り支援に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(4) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

現状と課題

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、岡山県教育委員会）によると、いじめの認知件数は、教職員のいじめを見逃さないという意識の高まりが、いじめにつながりそうな前段階で対応できていることなどから、減少傾向にあります。暴力行為の発生件数は増加傾向から減少に転じているものの、依然として全国平均より高い状況にあります。不登校児童生徒数は、小学校で増加していますが、中・高等学校では減少しており、高校中途退学者数も減少しています。

また、全国的にSNSなどインターネット上の誹謗中傷やいじめも深刻な問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員と子どもたちのふれあいを通じた信頼関係の構築が十分ではなく、マスクにより表情が読み取りづらいことなどから、子どもたちの悩みやサインに気付きにくいという課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちの悩みやサインを見逃さないよう、子どもたちに寄り添いながら、より注意深く見守り、声かけなどを行うとともに、関係機関との連携強化及び専門家の活用等を一層推進し、子どもの家庭環境も踏まえた早期からの対応に取り組む必要があります。

主な施策

●いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築とミドルリーダー[※]の育成、専門家等の活用に取り組めます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室やインターネットモラル教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

[※]ミドルリーダー：校長、教頭のもとで、教職員集団をとりまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

●関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を

推進します。

●不登校問題への対応

不登校問題への組織的な対応に向け、「長期欠席・不登校対策スタンダード^{*}」に基づき、校長の強いリーダーシップのもと、不登校対策担当教員を中心として、教職員等がそれぞれの役割や支援方法について共通理解し、連携・協力するとともに、スクールカウンセラーや地域の人材の活用、医療の視点からのアプローチなどにより、不登校の未然防止や早期発見ができるよう学校の組織的対応力を強化します。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

※長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を0～6の7段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子

●子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

新型コロナウイルス感染症が及ぼす子どもへの影響も懸念されるため、学校においては、教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、教職員による情報共有やアンケート等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、積極的に声かけや教育相談などを行います。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、子ども・若者のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談の試行を実施し、効果と課題を検証することにより、子ども・若者が相談しやすい体制について検討します。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつと感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(5) 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

子どもの現在及び将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないよう、ひとり親家庭への支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められています。

さらに、全国的に新型コロナウイルス感染症による雇用面への影響など、社会的・経済的に恵まれない家庭などへの深刻な影響や格差の拡大が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、関係機関の連携のもと、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育や生活、就労の支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

主な施策

●教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

●生活の支援

ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要な家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施します。

生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや学習・生活支援の取組を進めます。また、子ども食堂など、地域の子どもが安心して継続的に過ごすことができる、さまざまな形態の居場所づくりを、地域住民やボランティア、NPO等と連携して進めます。

●就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練や、就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給等を通じて、就労機会の確保を図ります。

また、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援、就労の準備に向けた支援など、きめ細かい支援を実施します。

●経済的支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成のほか、離婚後の子どもの養育に不可欠な養育費が確実に確保されるよう、国において検討されている養育費に関する制度見直しも見据えながら、引き続き、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じて養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。

また、生活保護世帯の子どもに対して、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を支給するとともに、大学等に進学する際には、進学準備給付金を支給することなどにより、進学時の支援を行います。

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

現状と課題

全国的に深刻化している子ども・若者の自殺の問題をはじめ、外国人の子ども・若者、性自認や性的指向に関わる偏見や差別の問題、ヤングケアラーなど、子ども・若者一人ひとりの多様な背景に丁寧に向き合いながら、適切な支援を行っていく必要があります。

主な施策

●自殺防止のための対策

全国において、15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、20歳未満の自殺者数は平成29(2017)年以降増加が続いています。

これからの将来が期待される若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するSNS相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがSOSを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたSOSの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のSOSへの対

応力の向上等に取り組みます。

●外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、さまざまな機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災などさまざまな場面での生活支援を進めます。

●多様な性への理解の促進

一人ひとりの人間が持っている性には「性的特徴」（身体の性）、「性自認」（心の性）、「性的指向」（好きになる性）の要素が組み合わさっており多様です。

LGBTなどの性的マイノリティについては、一部の自治体において、「パートナーシップ制度」等の取組が始まるなど、性の多様性についての認識が浸透しつつありますが、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

こうした状況を踏まえ、性自認や性的指向等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、子どもが家事や家族の世話などを担い、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことにより、子どもの成長や教育などに影響がある可能性や、子ども自身が周りに相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があることが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、福祉や教育の関係者に対して研修を実施するとともに、担当部局や市町村、関係機関が連携しながら、悩みを抱える子どもたちの早期発見・早期把握を行い、必要な支援につなげる取組を進めます。

●社会的養護経験者への支援

社会的養護を受けている子どもたちは、家族等からの援助を受けにくく、さまざまな生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもたちが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身につけることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸し付けなどの支援を行います。

●生理の貧困問題への対応

生理の貧困問題については、経済的な理由や家庭環境、知識の不足など、さまざまな事情がその背景に存在しています。

こうした状況を踏まえ、市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱えるさまざまな課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、幅広い視点で解決していくことが大切であることから、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護

(1) 子ども虐待防止対策の推進

現状と課題

子ども虐待については、児童相談所の相談対応件数が増加傾向にあり、全国的に重篤な事案が後を絶たない中、県内においても重大な事案が発生しており、深刻な社会問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉塞感や不安感が高まり、子ども虐待の潜在化や深刻化も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、子ども虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断ち切る必要があります。

主な施策

●児童相談所の体制の強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の体制強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、虐待対応力の向上のための研修会の開催や、市町村要保護児童対策地域協議会*に学識経験者、弁護士、医師等からなる専門チームを派遣することにより、機能強化を図ります。

*要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織

●社会的養育体制の充実

すべての子どもの育ちを保障する観点から、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭での養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が困難であれば、養子縁組や里親による養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設による専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

●学校等における子どもの虐待防止の取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に子ども虐待防止に係る専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

●DV*対策の推進

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にDVの潜在化や深刻化も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向け

て、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組めます。

※DV：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われている。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

(2) 子ども・若者を犯罪被害等から守る対策

現状と課題

犯罪抑止に向けた県民総ぐるみによる各種取組の推進により、刑法犯認知件数は減少していますが、子どもや女性に対する声かけ・つきまとい事案やストーカー・DV事案、子ども虐待事案などは後を絶たず、さらに、スマートフォン等の普及に伴い、全国的にSNSに起因する子どもの犯罪被害が増加しています。

また、犯罪等の被害を受けた子ども・若者やその家族が十分な支援を受けられず、孤立し、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられる状況から、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援していく必要があります。

主な施策

●子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進

重大事件に発展する危険性が高いストーカーやDV等の事案については、被害者やその関係者の安全確保を最優先として、迅速かつ的確に対処するとともに、児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの犯罪被害について、サイバーパトロールを通じた注意喚起や子どもに対する被害防止等のための啓発活動を実施します。

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対して犯罪の発生実態や不審者情報の分析結果に基づく、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めるなど、子ども・若者の犯罪被害防止対策を推進します。

●被害に遭った子ども・若者への支援

国や市町村、民間支援団体等と連携して、「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等に対する理解を深めるためのパネル展示やフォーラムを開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組めます。

また、性犯罪・性暴力被害者を支援するため、「ワンストップ支援センター」において、24時間365日の相談対応を行うとともに、医療費の公費支援や、被害者が「ワンストップ支援センター」に速やかにつながるよう、SNSの活用などを通じて相談窓口の周知を図ります。

●被害防止等のための教育・啓発

犯罪や交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。また、生命の尊さを学び生命を大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力(デートDV)やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

子どもが情報社会において適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけ、SNSに起因するあらゆる危険から自分を守るため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。

第1章 計画の趣旨

第2章 現状と課題

第3章 計画の概要

第4章 計画の内容

第5章 計画の総合的な推進

参考資料

本格的な人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組めます。

重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

現状と課題

「将来の夢や目標を持っている児童生徒」の割合は、小学生では6割台、中学生では4割台にとどまり（「全国学力・学習状況調査」）、「自信を持ってやれることがない」と回答した割合も4割程度となる（「青少年の意識等に関する調査」（令和2(2020)年度））など、子ども・若者が夢や目標、自信を十分に持てていない現状がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが夢を育み、それに挑戦していく経験を通じて、何事にも積極的・主体的に取り組んでいけるよう、意欲や自信などの「自分を高める力」を育てる必要があります。

主な施策

●夢を育む教育の推進

さまざまな学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもたちの育成に向け、子どもたちが、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見つけられるよう、子どもたち自らの興味・関心や得意分野を見つける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

●学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子どもたちの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、さまざまな課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

●生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子どもたちが、自らの興味や得意分野を見つけ、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力のもと、子どもたちが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「おかやま子ども応援人材バンク[※]」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供など

を通じて、子どもたちの探究心の涵養を図ります。

※おかやま子ども応援人材バンク：身近な地域では得られにくい人材や団体等を学校の応援団として募り、学校等へ紹介する制度

●読書活動の推進

子どもたちの読書活動を推進し、人間性を培うこと、さまざまな方法で知識や情報を収集し活用する力を身につけること、社会との関わりを学びつながっていくことなどで、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもたちの育成に取り組みます。

●若者の創業に向けた支援

高校生、大学生を対象としたセミナーやワークショップを実施するほか、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催し、若者のチャレンジを支援します。

●文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもたちが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、トップアスリートの育成にも資する取組を進めることにより、子どもたちに感動を与え、未来への夢を育みます。

(2) 地域づくりで活躍する若者の応援

現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中、地域の持続可能性を高めるためには、少子化対策や移住・定住対策など、人口減少を緩和させるための対応とともに、人口減少等に伴う変化を受け止め、適応するための変革を同時に進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症を契機として新たな生活様式による人とのつながり方や、テレワークの普及など働き方の変化が進む中、地方移住への気運の高まりや、距離を越えて人や組織等をつなげるデジタル技術の活用拡大の可能性などが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材の育成が求められています。

主な施策

●郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもたちに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着を持ち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身につけ、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

●地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催や、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動に対する支援等を通じて、地域への愛着心の醸成と地域貢献意欲の向上を図り、地域づくりを担う人材を育成します。

●若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのIJUターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じた県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

重点目標7 グローバル社会で活躍する人材の育成

(1) 国際的に活躍できる人材の育成

現状と課題

国際的に活躍できる人材の育成に向けて、児童生徒の英語力の向上や海外留学の促進等に取り組んできており、海外の学校と姉妹校提携を締結している県立学校数、県立高等学校や大学等における海外への留学者数も堅調に推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、海外への留学が困難な状況になっています。

こうした中においても、グローバル化の進展や、国際競争の激化などを見据えて、自らの郷土や国の伝統・文化を大切にする心を持ち、豊かな語学力やコミュニケーション能力、優れた国際感覚、異文化を理解する精神等を身につけた人材の育成に取り組む必要があります。

主な施策

●児童生徒の英語力の向上

グローバル人材の育成の基盤となる英語力の向上に向け、授業での英語の使用機会の充実をはじめ、ALT（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、ICT等を活用し、小・中・高等学校における英語4技能を意識した英語教育の充実を図ります。

●海外留学や国際交流の促進

留学促進のための講演、留学相談などを行うフェアや留学の意義・魅力を伝える出前講座を開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。また、留学コーディネーター配置等による海外姉妹校提携や交流の支援を行うとともに、ICTを活用したオンラインによる国際交流等により、海外の高校生や大学生等と交流する機会の充実を図るなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材を育成します。

●我が国や郷土の伝統・文化と異文化等を理解する教育の推進

国際社会で我が国や郷土の伝統・文化を主体的に発信できるよう、郷土の偉人や地域の学習資源を活用した授業等、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することにより、郷土の伝統や文化を深く理解し、継承・発展させる教育を推進します。

また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な探究（学習）の時間、特別活動等の学校の教育活動全体や、外国人と交流する機会を通じて、世界の国々の歴史や文化、宗教、生活習慣、価値観等を正しく理解する教育を充実し、広い視野を持ち文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく意識や態度を育成する教育を推進します。

(2) Society5.0に向けた人材の育成

現状と課題

AI・IoT・ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わるSociety5.0の到来が予想されています。この新たな未来社会においては、情報を取捨選択し読み取る力や、進歩し続ける技術を使いこなす力などの情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、AIにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が求められています。

こうした人材の育成に向けて、STEAM教育[※]やデータサイエンス[※]、プログラミング教育[※]、課題解決的な学習の充実を図るなど、子どもたちの優れた能力、才能、個性を伸ばす教育を推進する必要があります。

※STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

※データサイエンス：統計学・計算機科学・情報科学などを応用し、各種のデータが持つ意味・法則性を探り出し、また、その分析手法を研究する学問分野

※プログラミング教育：コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につける学習活動

主な施策

●科学技術教育の推進

科学技術の発展によって、その高度化・専門化が進む一方で、児童生徒の理科離れが進んでいるとの指摘があり、将来、科学技術の発展を担う人材の確保が難しくなることが懸念されていることから、スーパーサイエンスハイスクール[※]を核とした理数教育の充実や、科学技術に関する先進的な教育プログラムの開発・実施に努めるなど、科学技術に関する教育の推進を図ります。

※スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目的に、理数系教育に重点を置いた研究開発を行う国から指定を受けた高等学校

●Society5.0時代に対応した教育の推進

Society5.0時代を生きる子どもたちが情報活用能力を身につけるためには、ICTを主体的に活用することが重要であることから、1人1台端末を活用してプログラミングや情報セキュリティなどのICT教育の充実を努め、多様化する課題にICTを活用し、AIにはない人間の強みを生かして他者と協働しながら、創造的に課題解決に取り組む力の育成を図ります。

●問題発見・解決的な学習活動の充実

情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身につけることで、問題の発見・解決に向けて主体的に参画する態度を養うとともに、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど、問題発見・解決的な学習活動の充実を図ります。

また、環境問題や感染症、エネルギー資源問題など、地球規模の課題が増大する中、社会のあらゆる主体にSDGs[※]（持続可能な開発目標）の達成に向けた積極的な取組が求められていることから、SDGsの視点を踏まえた教育活動を推進します。

※SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を達成期限とした世界共通の目標

家庭や地域は、子ども・若者の生活環境の基盤であり、子ども・若者が地域・社会の一員として、自覚と責任を持った大人へと育つ基礎となるものです。

一方で、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境は変化しています。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進し、子ども・若者とともに育つ地域・社会づくりに取り組みます。

重点目標 8 家庭における教育力の向上

(1) 保護者自身の意識の醸成

現状と課題

家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や、命の大切さ、他者への思いやり、自制心、自立心などを身につける上で大切な役割を担っています。

子どもたちは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長していきます。

このため、身近な存在である保護者は、子どもたちの発達段階や個性に応じた適切なかかわりの必要性を認識し、その言動が子どもたちに与える影響を考え、行動する必要があります。

主な施策

●子どもたちの豊かな人間性の形成に向けた取組の推進

個人の自由な選択や価値観の多様性を十分尊重した上で、子どもたちが豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、家庭を築くことや子どもを産み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中・高校生が乳幼児と触れ合える機会を提供するなど、各分野が連携しながら効果的な取組を推進します。

●保護者の規範意識の醸成

非行やいじめなど、子ども・若者をめぐる問題には、保護者等の言動や姿勢、社会のあり方が反映されていると考えられることから、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整えるのは、保護者はもちろん、大人の役割です。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議[※]をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

[※](公社)岡山県青少年育成県民会議：青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、県民総ぐるみの青少年健全育成運動の中核母体として設立された。

(2) 家庭教育への支援

現状と課題

家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣や自制心、自立心などを育む重要なものです。

一方で、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性が高まっています。

このため、家庭の自主性を尊重し、家庭環境等に配慮しながら、保護者に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話等による相談体制の充実に努めるなど、保護者が安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。

主な施策

●保護者の学びへの支援

保護者の子育てに対する意識の向上、家庭教育の課題についての学習支援や学習機会の充実等に向けて、家庭教育に関する研修会をはじめ、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行うことにより、子どもに対するしつけや集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の主体的な気づきを促したり、保護者同士の間関係の構築を促進します。

また、就学前の子どもを持つ保護者に対して、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラムを学ぶ機会を提供します。

さらに、企業等で働く保護者など、普段は家庭教育に関する学習の機会が少ない保護者に対して、出前講座の実施などのアウトリーチ型の支援を行います。

●保護者等に対する人権教育の推進

子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割は重要であることから、保護者が人権問題を正しく理解できるよう、PTA研修等を実施します。また、住民がさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身につけることを目指して、市町村の指導者の養成、各種情報提供等を行います。

●家庭教育に関する相談体制の充実

家庭教育に関する相談体制の充実に向け、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした電話相談を実施するとともに、地域住民や保健師等からなる家庭教育支援チームによる家庭訪問や相談交流事業等を推進することにより、子育てに関する課題を抱え、孤立しがちな家庭を支援します。

重点目標9 地域における教育力の向上

(1) 連携の強化

現状と課題

地域は、子ども・若者がさまざまな人間関係や社会体験活動等を通じて、社会性や自主性を培う大切な役割を担っています。

一方で、地域の人々のつながりの希薄化などを背景として、子ども・若者や保護者が地域活動に参加する機会や、さまざまな人々と触れあう機会が減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、「地域の子ども・若者は地域で育てる」との観点に立ち、地域と学校、家庭等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係を確立していく必要があります。

主な施策

●地域と学校の協働の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、当事者意識を持って教育を担う仕組みづくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクール^{*}や地域学校協働活動^{*}を効果的に推

進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働のもとに学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

※**コミュニティ・スクール**：学校運営協議会制度。保護者や地域住民、学識経験者などの構成委員が、学校運営や学校運営への必要な支援に関して協議することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育を提供していくための制度であり、主な役割としては、①「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、②「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」がある。

※**地域学校協働活動**：地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行うさまざまな活動

●子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター*事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

※**ファミリー・サポート・センター**：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の方を会員として、子どもの預かりや送迎などの相互援助活動を行う組織

●ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談したり、相互交流ができる場である地域子育て支援拠点*の増加と認知度向上に取り組めます。

また、地域子育て支援拠点等のネットワークづくりを進めるとともに、地域のさまざまな子育て支援関係者との連携に取り組めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

※**地域子育て支援拠点**：子育て親子の交流の場の提供、子育ての相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設

(2) 人材の養成と気運の醸成

現状と課題

子どもにとって社会性や自主性を培う重要な場である地域において、さまざまな体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成・確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとして捉え、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援することが求められています。

このため、地域の子育て支援の担い手となる人材の養成・確保等に取り組むとともに、関係機関・団体が連携しながら社会全体で子育てをする気運の醸成に努める必要があります。

主な施策

●多様な子育て資源の掘り起こし

大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う「子育てカレッジ」において、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育てを支援します。

また、子育て支援に関心を持つさまざまな企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、地域全体で子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

●地域における子育て人材の養成・確保

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援員研修の実施などを通じて、支援の担い手となる人材の養成・確保を図ります。

●社会全体で子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及啓発を行うとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための講座等の開催や、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録や「アドバンス企業」の認定等、官民一体となった気運醸成に向けた取組などを通じて、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

●地域で子ども・若者を見守る活動の推進

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体が連携しながら、子どもたちへの声かけや見守り活動など、地域における青少年健全育成活動を推進するとともに、「岡山県青少年健全育成強調月間」（7月、11月、3月）において、青少年の健全育成に向けて県民の理解を深めるため、青少年健全育成県民運動を集中的に展開します。

また、子どもと大人が互いに顔見知りとなり、温かい地域の絆で子どもがのびのびと育ち、安心して過ごすことができるよう、大人が「目配り」「気配り」をしながら、登下校の時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行い、子どもと明るくあいさつをする「おはよう、おかえり」県民運動を推進します。

重点目標10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 有害環境対策の推進

現状と課題

残虐な暴力シーンや露骨な性描写が掲載されるなど、非行などを誘発・助長する恐れのある有害図書や有害サイト、オンラインゲーム等に、子ども・若者が容易に接することができる状況にあります。

さらに、全国的にSNSを介した売買などにより若者を中心に大麻事犯が増加傾向にあるなど、子ども・若者を取り巻く社会環境は憂慮すべき状況にあります。

子ども・若者を取り巻く社会環境は成長過程にある子ども・若者の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、有害環境から子ども・若者を守り、子ども・若者自らも危険を回避する能力を身につける必要があります。

主な施策**●良好な生活環境の確保に向けた取組の推進**

子ども・若者を良好な生活環境のもとで育むため、「岡山県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為の禁止、深夜外出の制限など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行うとともに、保護者説明会や非行防止教室等の機会を通じて、フィルタリングの設定促進や、サイバーパトロール、SNSを利用した注意喚起など、子ども・若者を有害情報等から守る取組を推進します。

また、あいさつ運動や街頭補導、登下校時の見回り活動など、地域住民や関係機関・団体が一体となった県民総ぐるみの運動を展開し、子ども・若者の健全育成や非行防止を図ります。

●薬物乱用防止に向けた取組の推進

学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、具体的事例を紹介しながら、覚せい剤や大麻等の依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知を徹底することにより、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組みます。

また、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図ります。

●20歳未満の者の喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

20歳未満の者の喫煙は、大人より身体への影響を受けやすく、喫煙開始年齢が早いほど呼吸器疾患や動脈硬化といった病気や喫煙の継続につながりやすくなります。

このため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座や、たばこの害を分かりやすく伝えるリーフレット「たばこの話」による普及啓発など、喫煙防止対策を実施します。

また、「岡山県受動喫煙防止条例」及び「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙を防止する環境整備を進めるとともに、受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進することにより、子ども・若者の健康を守ります。

(2) スマートフォン・インターネット問題対策の推進**現状と課題**

スマートフォンやインターネットの普及により、最新の情報や知識を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとることが容易になるなど、子ども・若者の知識やコミュニケーション空間を格段に広げることが可能となっています。

一方で、利用開始時期の低年齢化や長時間利用に加えて、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、SNSに起因する犯罪被害等、インターネット利用による弊害が深刻になっており、新型コロナウイルス感染症による影響も懸念されていることから、スマートフォン・インターネット問題の解決に向けた取組を強化する必要があります。

主な施策**●スマートフォン・インターネット対策の推進**

子どもたちを取り巻くスマートフォン・インターネット問題の解決に向けて、学校における情報モラル教育を充実し、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。

さらに、スマートフォン等の使用時間等の適切なルールづくりに係る児童会・生徒会の主体的な

活動の促進をはじめ、教職員の指導力の向上や、フィルタリングやペアレンタルコントロール^{*}に関する保護者等への啓発強化など、スマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

^{*}ペアレンタルコントロール：保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段とも、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

●インターネットの適切な利用の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害防止を図るため、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例^{*}」に基づき、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、条例の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

また、保護者と子どもに対し、フィルタリングの設定の徹底を図るため「青少年へのフィルタリング奨励宣言店」制度の普及に努めるとともに、携帯電話事業者も参画した官民一体の作業チーム「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング設定の働きかけ等の協力依頼、スマートフォンやインターネットの正しい使い方を啓発するリーフレットや動画等を作成するなど、インターネットの適切な利用に向けて取り組めます。

^{*}岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例：インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例

(3) 子ども・若者の安全・安心の確保

現状と課題

子どもたちが安全にのびのびと遊び、健やかに成長できる環境の確保に向けて、安心して外出できる環境の整備や、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる環境の整備に取り組む必要があります。

また、子どもたちが災害発生時等において、適切に対応できる実践的な態度や能力を養うための防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実等に取り組む必要があります。

主な施策

●安全・安心な環境の整備

都市公園等の適正な維持管理、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境を整備するとともに、信号機の整備、通学路等への通過車両の進入や速度の抑制など、子どもたちが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、公共施設等のバリアフリー化の促進などに取り組み、安心して外出できる環境整備を推進します。

また、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラの設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもたちが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

●防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもたちの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、子どもたちが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時において

も教育活動が継続できるよう、ICTの活用による学習指導の推進や心のケアの充実を図るとともに、学校再開に向けた取組や関係機関等との連携など非常時に必要な知識を教職員が身につけておくことにより、学校の危機管理体制の充実を図ります。

●安全・安心な環境を守るための活動や教育の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップづくり、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、防犯ボランティア等に対する研修など、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

また、ボランティアや関係機関と連携しながら、参加・体験・実践型の交通安全教育や、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を展開し、子どもたちを交通事故から守るための対策を推進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)によると固定的な性別役割分担意識も改善の方向に向かっています。一方で、家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高くなっています。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

主な施策

●男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

将来を担う子ども・若者が男女共同参画の意識を持ち、行動することは、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにもつながります。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。

●男女がともに家事・育児等に参画する環境づくり

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正による新たな男性育児休業制度の創設等や、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化の可能性などを踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解や「働き方」に対する意識改革を進めるとともに、男性の育児参画を促進するための講座や体験型セミナーを開催するなど、男女がともに家事や育児等に参画しやすい環境づくりに取り組めます。

●ワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を是正し、保護者自身が遊び心や心の余裕を持って子どもと向き合う時間や、自己啓発、地域活動への参加のための時間などを持つことができるよう、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度や、「アドバンス企業」認定制度の周知を図ることなどを通じて、社会的気運を醸成することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。